

議案第 96 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上町の義務に属する保育中の事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 20 年 9 月 19 日

三朝町長 吉 田 秀 光

1 和解及び損害賠償の相手方

三朝町 個人

2 和解の要旨

町は、損害賠償金 408,755 円を支払うものとする。

3 事故の概要

（1）発生年月日

平成 20 年 6 月 26 日

（2）発生場所

三朝町大字片柴 1336 番地 1 東保育園

（3）発生状況

東保育園において、園児が外れやすい状況となっていた押入れの引き戸を蹴ったことにより当該引き戸が倒れ、別の園児の右足に落下し、骨折したものである。